



内閣府

中東情勢への対応について

2026年 6 月

沖縄総合事務局・経済産業部

原油調達の動向

- ホルムズ海峡を経由しない代替調達に官民連携の下、最大限取り組んでおり、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展。
- 6月は、現時点で、前年平月比で8割程度の調達が実現できる見通し。7月については、想定される今年の需要日量224万バレルを上回り、前年平月比で約10割の調達への回復に目途が立ったところ。特に、米国からは前年平月比で10倍以上（5月調達分から3倍以上）が調達できる見通し。



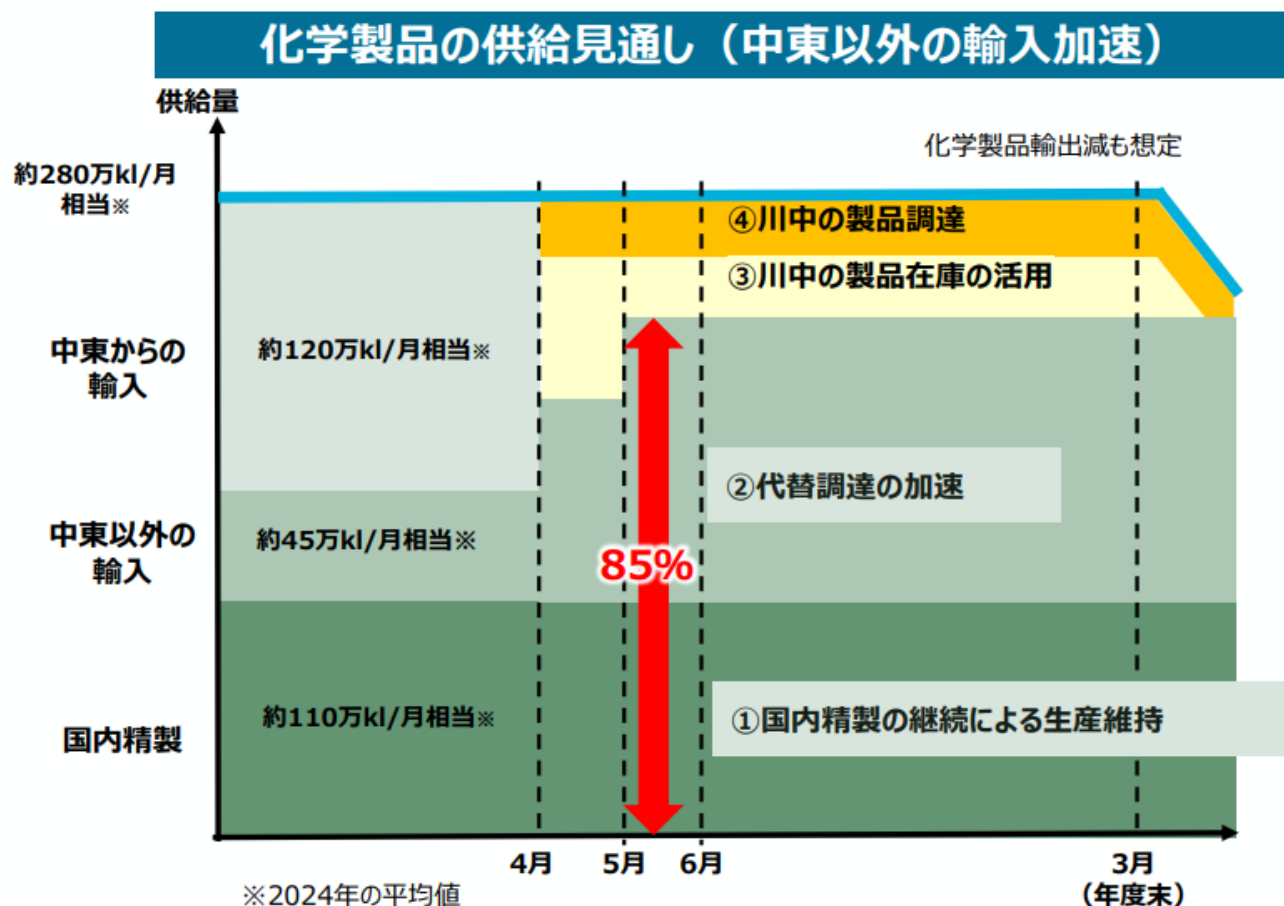
注1：4月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：6月8日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、代替調達で、従来の85%の水準まで回復。
- 川中の製品輸入が大幅に進み、4月の川中在庫の活用は、0.1ヶ月分（1.8→1.7カ月）に抑えられた。
- このため、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は、「年度を越えて」、供給継続が可能となる見込み。



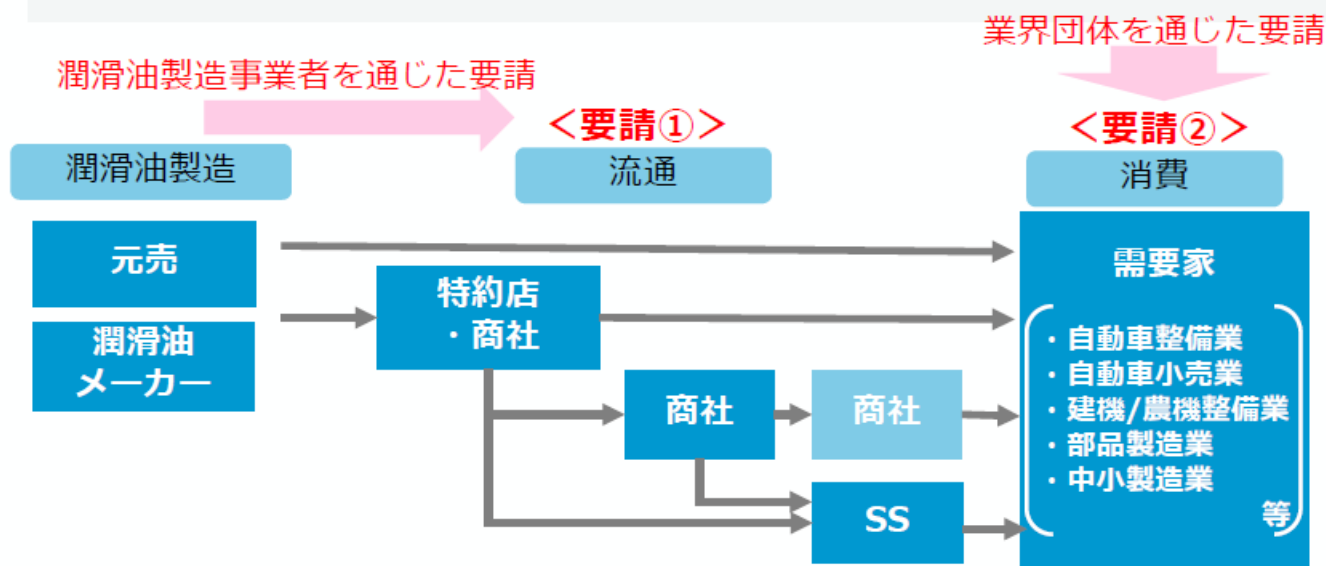
化学製品の安定供給の見通し

- 川上の石油化学工業協会に加え、川中・川下の塗料、シンナー、塩ビ管、断熱材の産業界は、
①足下の供給量は安定・増加し、②今後も継続的に供給できる見通しであることを発信。

主な製品	業界団体	足下の供給状況	今後の供給見通し
ポリエチレン ポリスチレン 等	①石油化学工業協会 (5/27)	● 3、4月：全体として供給は維持 ● 在庫：国内需要の3ヶ月以上の水準を維持	● 中東以外からの輸入ナフサは5月は大幅に増加見込み ● <u>5月以降も平年並みの供給が見込まれ、引き続き需要を満たすべく安定供給を維持</u>
塗料、 シンナー	②日本塗料工業会 (5/29)	(出荷前年同月比) ● 3月：塗料111%、シンナー115% ● 4月：塗料115%(シンナー6/12公表予定)	● <u>5月以降も引き続き平年並み以上の供給を継続</u>
印刷インキ	③印刷インキ工業会 (5/29)	● 3、4月：出荷量は前年同月比105%、106%	● <u>5月以降においても供給に問題は生じておらず、平年並みの安定供給が可能と見込む</u>
塩ビ管、 塩ビ継手	④塩化ビニル管・継手協会 (5/29)	● 3、4月：前年同月を上回る生産量、出荷量を達成	● <u>5月以降、平年並の生産、出荷を維持できる見込み</u>
断熱材	⑤ウレタンフォーム工業会 (5/28)	● 全体では通常時と同様に生産・出荷を継続	● <u>今後も前年同月並の生産・供給量を維持できる状況</u>
	⑥フェノールフォーム協会 (5/28)	● 3、4月：前年同月以上の供給を実施	● <u>5月以降も平年並みの生産ができる見通しが立つ</u>
	⑦押出発泡ポリスチレン工業会 (5/29)	● 3、4月：前年同月同レベルの供給を維持	● <u>5月以降も、前年同月同レベルの安定供給が可能となる見込み</u>
ユニットバス	⑧キッチン・バス工業会 (5/29)	● 3、4月：出荷台数は、前年同月比102%、99%	● <u>通常時の発注を前提に安定的な製品供給の維持が可能となる見込み</u>

潤滑油の安定供給に向けた流通事業者・需要家への要請

- 日本全体で必要な量は確保されているが、3月下旬から供給不安を抱く流通事業者・需要家が大量発注したことで、一部で供給に偏りが発生したため、4月17日（金）に潤滑油製造事業者に対し、前年同月比同量の販売に向けた取組を要請。
- それ以降も、工作機械向けの機械油や自動車向けのエンジン油を中心に供給不安を抱く需要家からの相談件数は増加傾向。
- サプライチェーン構造が多様かつ多層的であることを踏まえ、潤滑油製造事業者から、下流の取引先に対し、前年同月比同量を基本とした購入と、困った場合の経産省への情報提供を呼びかけるとともに、分かりやすいチラシを展開するよう要請（要請①）。
- また、エンジン油を使用する自動車整備業、自動車用品小売、建機・農機整備業、及び機械油を使用する部品製造業、中小製造業の関係業界団体から、所属の需要家に同様の取組を行うよう要請（要請②）。



潤滑油（エンジン油や機械油など）を
購入予定の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、昨年とほぼ同量の供給を確保できています。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。については、下記についてご協力をお願いします。



① 一時的な需給逼迫防止のため、前年同月比同量を基本とした購入にご協力をお願いします。

※商品の在庫状況は販売者により異なります。販売者から、別途、購入に関する案内がある場合は、そちらもご確認ください。

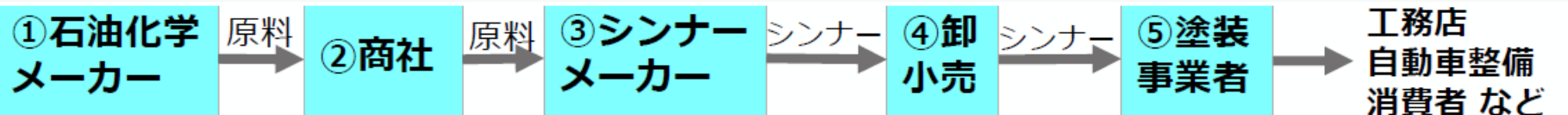


② 調達についてお困りの場合は、QRコードの経済産業省（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで、情報提供をお願いします。



塗料・シンナーの目詰まりの主な類型

- これまでの供給の偏りや流通の目詰まりは、主に以下3つに類型化。



類型	事例	解消策
【1】 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制（①～③）	石油化学メーカー（①）が、「4月は前年並み、5月以降の供給量未定」と供給先に伝えたところ、 <u>商社（②）やシンナーメーカー（③）が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。</u>	経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。
【2】 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足（③～④）	3月半ばに、 <u>シンナーメーカーA社（③）が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社（④）に通知。</u> 4月半ばには、 <u>シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないままだったため、B社への供給状況が改善せず。</u>	経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡を取り、目詰まり解消。
【3】 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱（③～⑤）	建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した <u>塗装事業者C社（⑤）は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社（④）に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。</u> <u>D社を含め大量受注を受けたシンナーメーカーE社（③）が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。</u>	経産省から、塗装事業者C社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。C社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。

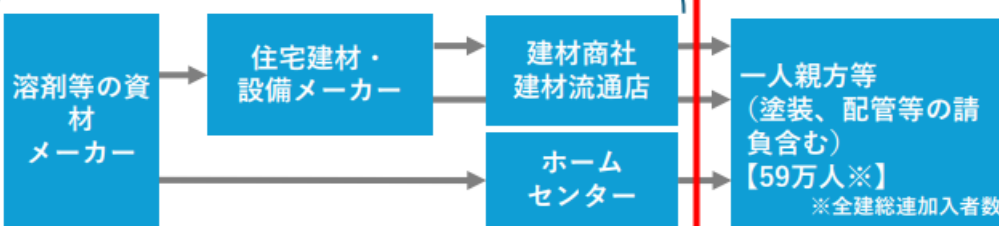
川中～川下の流通過程における「目詰まり対策」の強化

- 取引先との交渉力が強くない小規模事業者が多い事業者について、地方整備局・運輸局・農政局が中心となって、各地の事業者への供給実態を把握し、地方経産局と連携の上、目詰まり箇所の特定とその解消を図っている。
- 工務店（一人親方等）による建設資材の調達状況、自動車整備工場（バス・トラック等の運送会社を含む）に対する潤滑油・アドブルーの供給状況、パン・菓子等販売店に対する包装資材の供給状況について、取組が進行中。今般、下記を新たに重点取組の対象に追加。
- 「中小製造業」に対する「石油製品（潤滑油）等」の供給状況〔地方経産局〕
- 「タクシー」に対する「潤滑油（エンジンオイル）等」の供給状況〔地方運輸局〕
- 「園芸農家」に対する「プラスチック製農業資材」の供給状況〔地方農政局〕

建設資材（シンナー等）の流通過程

地方経産局と本省（経産省・国交省）が連携し、目詰まり箇所を特定・解消

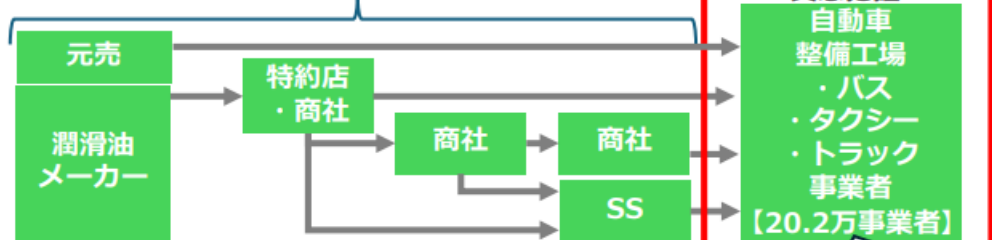
地方整備局が実態把握



潤滑油（自動車整備工場・バス・タクシー・トラック）の流通過程

地方経産局・運輸局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消

地方運輸局が実態把握



タクシー（4.2万事業者）を新たな重点取組対象に追加

パン・菓子等の包装資材の流通過程

地方経産局・農政局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消

地方農政局が実態把握



園芸農家が使用するプラスチック製資材の流通過程 【新たな重点取組対象】

地方経産局・農政局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消

地方農政局が実態把握



石油製品等（中小製造業）の流通過程 【新たな重点取組対象】

地方経産局が目詰まり箇所を特定・解消

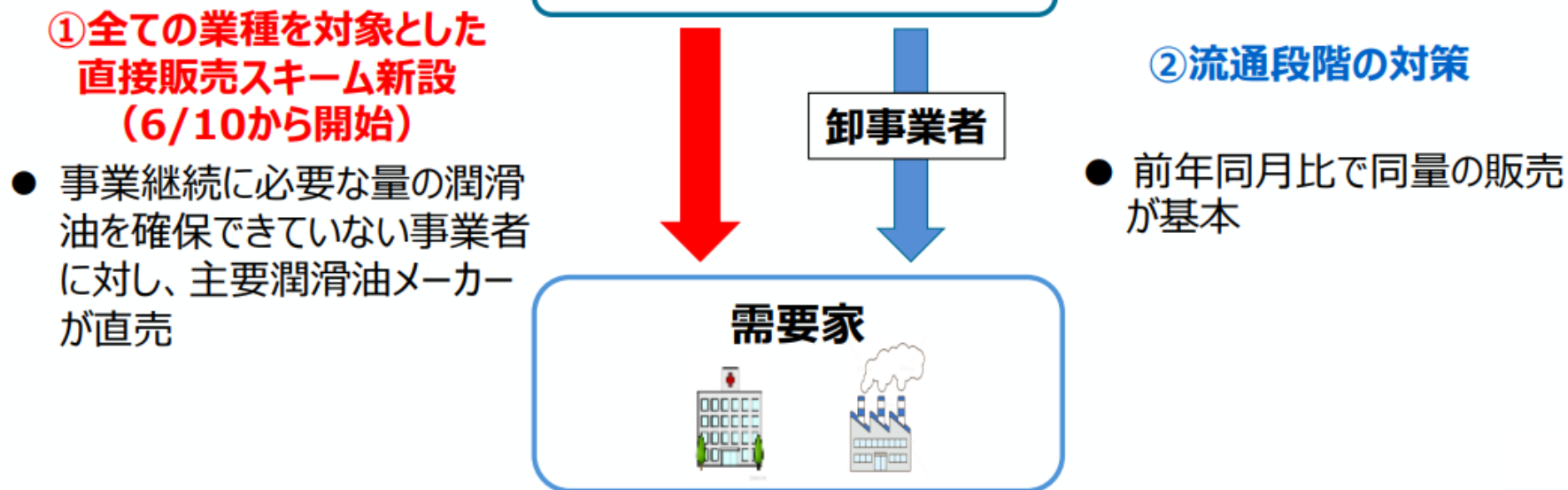
中小団体と中小企業庁が連携して実態把握



10

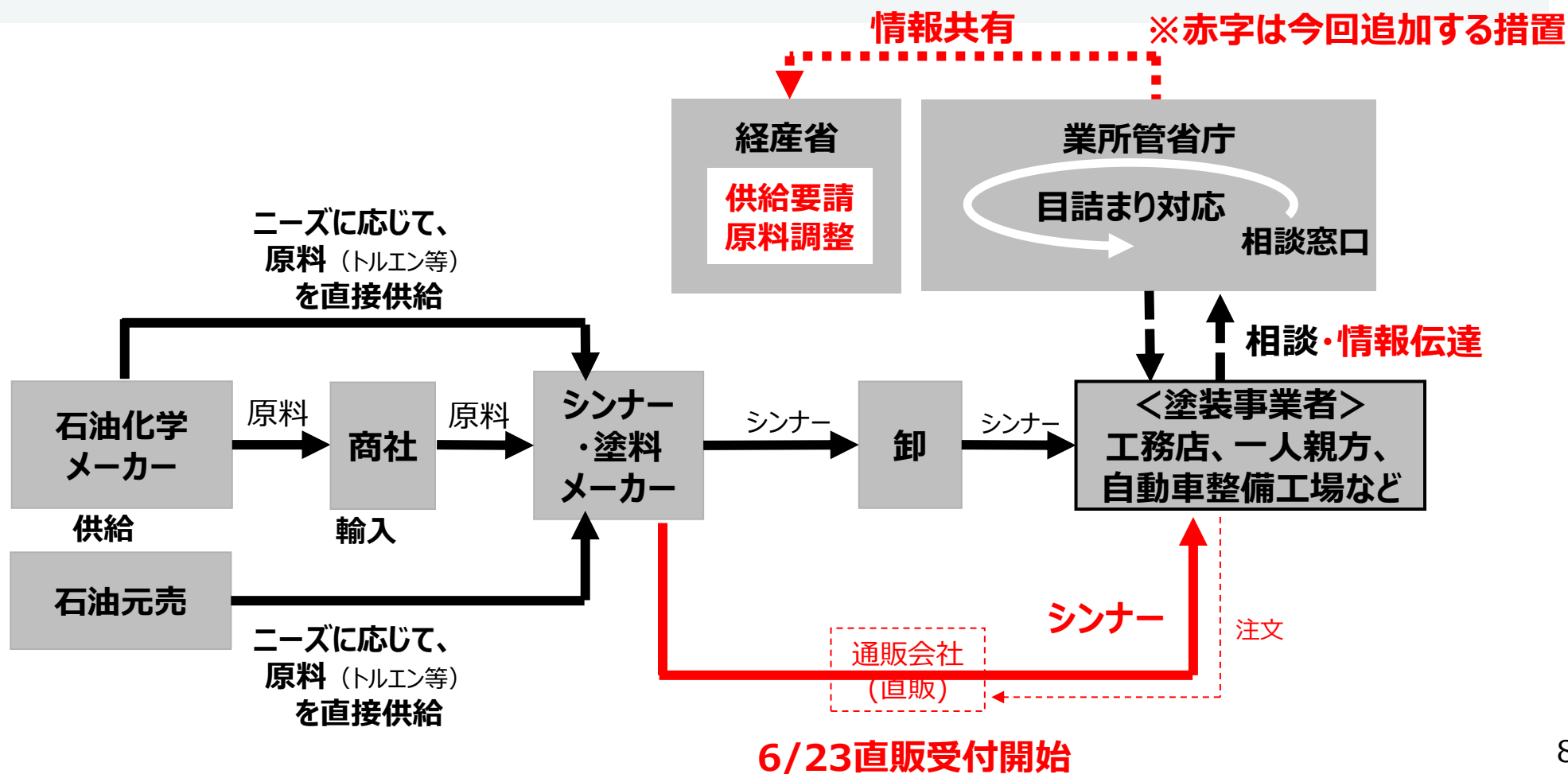
潤滑油における直接販売スキームの新設

- 燃料について、4月9日に直接販売スキームを開始。需要家ごとに石油元売会社が供給することを通じ、供給の偏り、流通の目詰まりの解消が着実に進んでいる。
- 潤滑油についても、元売等の主要潤滑油メーカーからの直接販売スキームを新設する。これにより、数千を超える品目があり、商流や配送形態が複雑である中でも、全ての業種を対象として、事業継続に必要な量の潤滑油を確保できていない事業者に対し、着実に潤滑油を供給していく。
- これにより、供給の偏り、流通の目詰まりの回避、事業者の調達不安の解消に向けた対応を一層強化する。



シンナーの直接販売の新設：シンナー・塗料の目詰まり解消対策

- 原油や石油製品は、「日本全体として必要となる量」を確保できているところ、シンナーを実際に使用する工務店等のお手元に確実に届けるため、シンナーメーカーから直接、工務店等に販売する仕組みを新たに実施する。6月23日（火）より、需要家からの注文の受付を開始。
- これにより、6月3日に受付を開始した「トルエン等シンナー原料を最大で例年の需要の1.8倍まで供給拡大するスキーム」とあわせて、必要なシンナーが必要な方に届くことを狙う。



石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。

①政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。

②元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

①直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家



②流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

目詰まり・偏り解消協力

団体・企業リスト



政府では、「中東情勢における関係閣僚会議」の下に中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースを設置し、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図っています。しかしながら、足元では、石油製品・関連製品の供給に偏りや流通の目詰まりが生じており、政府では、その解消に努めているところです。

こうした中、供給の偏りや流通の目詰まりの解消にご賛同いただき、状況に応じた適切な取組として、以下の項目の一つ以上の対応などに取り組んでいただいている団体・企業の皆様を以下に掲載します。

- 例年並みの調達・供給に取り組む等、適切な調達・供給に努める
- 川上企業・川下企業との丁寧なコミュニケーションをはじめ、関係者との丁寧なコミュニケーションや正確な情報発信に努める
- 業界団体などを通じ、他社との在庫融通に取り組む
- その他、最終需要家に必要な製品が届くよう、サプライチェーン全体の供給の偏りや流通の目詰まりの解消に取り組む

※状況により一部供給に対応できない場合もある

協力団体・企業一覧（2026年6月19日17時時点）

リストは50音順に掲載しています。

法人・団体名	所在地
愛三工業株式会社	愛知県大府市共和町一丁目1番地の1
いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号 横濱ゲートタワー
出光興産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番
印刷インキ工業会	東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビルディング303号室
ウレタンフォーム工業会	東京都港区元赤坂1-5-26 東部ビル4階
NGK株式会社	愛知県名古屋市中区瑞穂区須田町2番56号

（45者掲載）

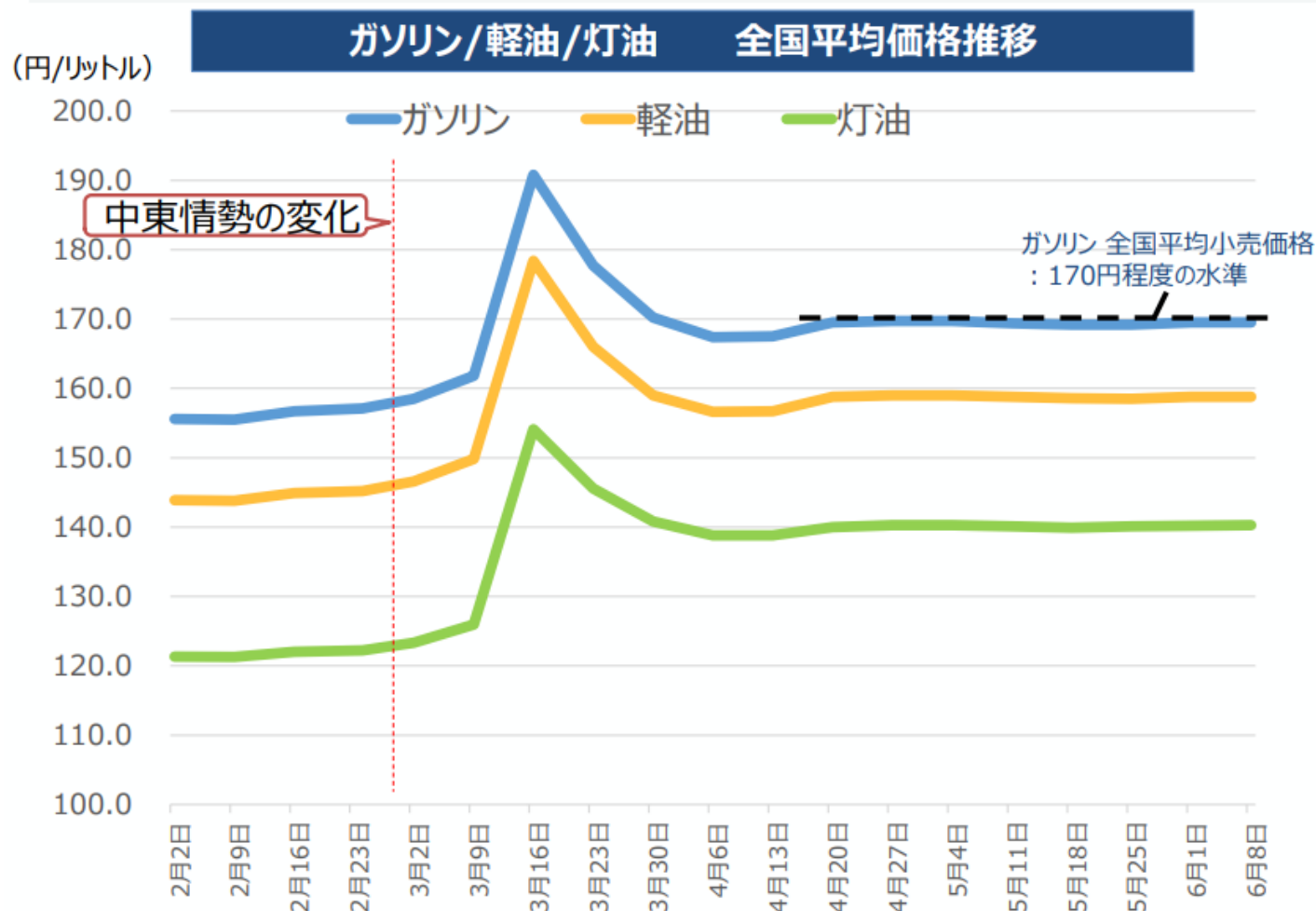
カテゴリ別

塗料・シンナー

法人・団体名	所在地
株式会社オホギ	山口県下松市南花岡1-6-5
株式会社興栄塗料機工	熊本県熊本市南区近見3-9-23
興信株式会社	福岡市東区多の津1丁目17-6
サミットスチール株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番19号
サンピック株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東5条16丁目3番8号
一般社団法人 日本歯車工業会	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館208号
藤野商事株式会社	広島県福山市野上町1-4-2 フジノビル4F

緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ159円程度、140円程度の水準に低下。



3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度
軽油 159円程度
灯油 140円程度
の水準

今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/m ³
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

中小企業・小規模事業者向け支援策（中小企業庁）

令和8年6月時点3版

中東情勢の影響でお困りの 中小企業・小規模事業者のみなさまへ

まずは相談を。お近くの相談窓口まで。

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

中小企業庁では、昨今の中東情勢を踏まえ、困難な状況に直面している中小企業・小規模事業者から、資金繰りや経営に関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置しています

※6月1日(月)より中小企業活性化協議会にも特別相談窓口を設置しました



※特別相談窓口一覧は
中小企業庁の特設サイトに
掲載しています

石油関連製品・燃料油の調達ができず、事業継続に支障が生じている みなさまへ ～情報提供窓口のご案内～

燃料油や石油由来の化学品・製品等について、必要な量が調達できず、それによって減産や生産停止等、事業継続に支障が生じる場合には、関係省庁に設置した情報提供窓口へ情報をお寄せください

なお、目詰まりの解消対応において、事業者の皆様と連絡させていただく際には、基本的に事業所管省庁から連絡しますので、該当する相談窓口に登録をお願いします

経済産業省
情報提供窓口



※経済産業省の情報提供窓口のウェブページに
各省庁の情報提供窓口のリンクがあります
事業所管省庁の相談窓口に登録をお願いします

日本公庫等によるセーフティネット貸付の金利引下げ

セーフティネット保証5号における業種追加

取引Gメン等による価格転嫁の状況に関する重点調査

設備投資支援

金融機関に対する資金繰りへの配慮要請

価格転嫁に係る配慮要請

概要は裏面を
ご覧ください

特設サイト
はこちらから

経済産業省
中東情勢関連対策
ワンストップポータル



中小企業庁
中東情勢等を踏まえた
中小企業・小規模事業者向け支援



令和8年6月時点3版

中東情勢の影響でお困りの 中小企業・小規模事業者のみなさまへ

※各支援策の詳細については、中小企業庁の特設サイトをご覧ください



日本公庫等によるセーフティネット貸付の金利引下げ

原油高等の影響に加え、中東情勢による取引・生産の減少や停止等の影響を受けており、一定の要件を満たす場合にも、基準利率から▲0.4%の金利引下げを4月1日(水)より実施しています

詳細は最寄りの支店または下記の連絡先にお問い合わせください

日本公庫 0120-154-505 沖縄公庫 0120-981-827

セーフティネット保証5号における業種追加

全国の信用保証協会が中小企業・小規模事業者の債務を保証するセーフティネット保証5号について、定例の業況調査に加え、中東情勢の影響を踏まえた臨時の業況調査を行い、7月1日(水)に583業種を指定します

指定に先駆けて、6月11日(木)より、信用保証協会においてセーフティネット保証5号の事前相談を開始しています

取引Gメン等による価格転嫁の状況に関する重点調査

取引Gメン等により中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図ります

設備投資支援

技術的革新性のある製品・サービスの開発などを支援する「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」において、中東情勢の影響を克服しようとする事業者に対して、優先的に採択を行います

金融機関に対する資金繰りへの配慮要請

事業者の資金調達の円滑化が求められていることを踏まえ、関係省庁とともに、官民金融機関等に対して事業者支援の徹底などを3月27日(金)に要請しました

価格転嫁に係る配慮要請

原材料価格やエネルギーコストの上昇に伴い、中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念される中であっても、値上げの継続が重要であり、適切な価格転嫁が行われるよう、関係省庁とともに、関係業界団体及び関係府省庁等・地方公共団体に対して3月27日(金)に要請しました

特設サイト
はこちらから

経済産業省
中東情勢関連対策
ワンストップポータル



中小企業庁
中東情勢等を踏まえた
中小企業・小規模事業者向け支援



○高市総理大臣(5月25日) 中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等についての会見

それから、節約要請の話がございましたが、冒頭説明申し上げました通り、石油については、年度を越えて日本全体として必要な量は確保されていて、ナフサ及び石油製品についても年を越えて供給可能です。このため、例年通りの省エネの呼び掛けは行います。国民生活ですとか経済に支障がない範囲で省エネの取組を行っていただけるように呼び掛けてまいります。

ただ現時点では、経済活動にブレーキをかけるような形で、中東情勢を背景として、踏み込んだ節約というものをお願いする段階にはないと考えております。ただし、今後とも中東情勢を注視して、あらゆる可能性を排除せずに臨機応変に対応してまいります。ありがとうございました。

○赤澤経済産業大臣（5月26日） 閣議後記者会見の概要

夏季の省エネルギーの呼びかけ

Q：冒頭にもご説明あった夏季の省エネルギーの呼びかけのことで伺いたいと思います。今年は中東情勢もあり、経済界からは、やっぱり踏み込んだ節電という要望というかご指摘もある中で、今年のこの省エネルギーの呼びかけというのは、例年と何か違うものがあるのか、あるいは例年と同じような範囲のものなのか、特に何か大臣として、今年の省エネに関してメッセージがあればよろしくお願いします。

A：今般の政府の方針は、国民生活や経済活動の基盤となる電気・ガス・ガソリンについて、量的な確保には見込みをつけた中で、価格面においても、国民生活と経済活動を守り抜こうということでもあります。まず、現時点では、原油やLNGについて日本全体として必要な量は確保できておりますので、国民の皆様に従来以上に踏み込んだ節約をお願いする段階にはないと考えています。その上で、省エネルギーはエネルギー安全保障や脱炭素化との関係で重要であり、毎年夏と冬のエネルギー需要が増大する時期に省エネの呼びかけを行ってきたところでもあります。今年の夏においても、中東情勢にかかわらず国民生活や経済活動に支障がない範囲で例年同様の呼びかけを行うものとなっております。

＜特別相談窓口＞ (資金繰り等の相談はこちらへ)



組織・制度 目的別から検索 広報・情報提供 暮らし・お役立ち情報

事務局トップ > 経済産業部 > お知らせ > 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口を設置します

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口を設置します

昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、経済産業部中小企業課に相談窓口を設置するとともに、厳しい状況に直面する事業者に対する資金繰り支援を実施します。

特別相談窓口の設置

当局の他、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫那覇支店、沖縄県信用保証協会、那覇商工会議所、沖縄商工会議所、宮古島商工会議所、浦添商工会議所、沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構沖縄事務所及び沖縄県よろず支援拠点に設置されております「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

[相談窓口一覧](#)

【参考】中小企業庁ホームページはこちら

[中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について](#)

お問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
TEL：098-866-1755



＜中東情勢ポータルサイト＞ (調達に関する情報提供はこちらへ)



組織・制度 目的別から検索 広報・情報提供 暮らし・お役立ち情報

事務局トップ > 経済産業部 > お知らせ > 中東情勢に関するポータルサイトを設置します

中東情勢に関するポータルサイトを設置します



中東情勢の緊迫化を踏まえ、関連する情報及び相談窓口等の支援措置をまとめています。また、燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受け付けます。

「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付について

買い占めや売り残などの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けます。提供いただいた情報は、内閣府沖縄総合事務局及び経済産業省で共有し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて確認させていただく場合があります。

[燃料油に関する情報提供はこちら](#)

[石油由来の化学品・製品等に関する情報提供はこちら](#)

